

香川県立丸亀病院 オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領

香川県立丸亀病院事務局業務課

(定義)

第1条 オープンカウンター方式とは、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項に基づき実施する随意契約において、見積書を徴する相手方を選定することなく、見積合わせへの参加を希望する参加者からの見積書により見積合わせを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第2条 本要領は、香川県立丸亀病院（以下「丸亀病院」という。）が実施する香川県病院局財産規程（平成19年香川県病院局管理規程第12号）105条においてその例によるとされている香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第184条第1号から第6号までに規定される契約のうち、オープンカウンター方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

(参加資格)

第3条 オープンカウンター方式による見積合わせに参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。ただし、同名簿に登載されていない者で過去の契約実績等により履行能力があると認められる者の参加を認める場合がある。
- (3) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号。以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。また、暴力団の構成員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 香川県税に滞納のない者であること。
- (7) 香川県内に本社（本店）又は代表者から香川県との商取引に係る権限の委任を受けた者が所属する支店、営業所等の事業所を有する者であること。ただし、見積合わせ参加資格者が少数と見込まれるときは、県外事業者の参加を認める場合がある。
- (8) その他個別のオープンカウンター案件について、特に必要と認め追加される要件を満たす者であること。

(見積りの方法)

第4条 見積りに関する条件は、以下のとおりとする。

- (1) オープンカウンター方式による見積合わせを行うときは、契約内容を丸亀病院事務局業務課（以下「業務課」という。）で閲覧に供するとともに、香川県ホームペ

ージ（以下「ホームページ」という。）に公告を掲載する。

- (2) 見積りに関する諸条件は、公告により提示する。
- (3) 仕様書等は、ホームページで公開する。なお、希望がある場合は、業務課の窓口で交付（FAX又は電子メールによる交付を含む。）する。
- (4) 見積書は、本要領及び仕様書等を熟読のうえ、業務課窓口に提出するものとする。提出方法は、見積書に代表者印の押印がある場合は、直接又は郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9号に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出することができるものとする。なお、代表者印の押印を省略した場合は、前記に加えてFAX又は電子メールにより提出することができるものとする。
- (5) 見積書の提出期限までに提出又は到着しなかった見積書は無効とする。また、一度提出した見積書の引き換え、変更又は取消しは認めない。
- (6) 見積合わせ参加者は、調達物品等の価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要する一切の諸経費を加算して見積るものとする。
- (7) 見積りに当たっては、仕様書等で指定した規格とし、これを納入等しなければならない。ただし、指定した規格等と同等以上の規格で見積りしようとする場合は、見積書の提出前に業務課へ申し出て、その了解を得なければならない。なお、この見積りの申出及び了解がない場合は、規格外の物品等として納入は認めない。

（見積合わせ）

第5条

- (1) 見積合わせ参加者の立会

見積合わせ（見積書の開札（開封））は、公告に記載した日時に行い、見積合わせ参加者の立会は必要ないものとする。

- (2) 落札者の決定

有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、「製造の請負」、「財産の買入れ」、「物件の借入れ」又は「役務の提供等」の場合は最低価格の見積りを行った者を、「財産の売払い」又は「物件の貸付け」の場合は最高価格の見積りを行った者を契約の相手方とする。

- (3) くじ引き

見積合わせをした結果、「製造の請負」、「財産の買入れ」、「物件の借入れ」又は「役務の提供等」の場合は最低価格の見積りを行った者、「財産の売払い」又は「物件の貸付け」の場合は最高価格の見積りを行った者が2者以上あるときは、くじ引きで決定する。くじ引きの日程は電話等で通知するが、参加を希望しない場合は、業務課の契約事務に関係のない職員が、見積合わせ参加者に代わってくじを引き、落札者を決定する。

（不調）

第6条 「製造の請負」、「財産の買入れ」、「物件の借入れ」又は「役務の提供等」の場合は予定価格の制限の範囲内で見積りがないとき、「財産の売払い」又は「物件の貸付け」の場合は予定価格を上回る見積りがないときは、見積合わせ参加者に対して、再度見積書の提出を求めることがある。

- 2 見積書の提出期限までに見積書の提出がない場合、又は「製造の請負」、「財産の買入れ」、「物件の借入れ」又は「役務の提供等」の場合は予定価格の制限の範囲内で見積り、「財産の売払い」又は「物件の貸付け」の場合は予定価格を上回る見積りがない場合は、見積合わせは成立しない。この場合、別途選定した者に見積りを依頼して見積合わせを行うことがある。

(見積合わせの結果)

第7条 見積合わせの結果は、落札者へのみ通知する。

(見積合わせの注意事項)

第8条 私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為は行ってはならない。

- 2 見積りに当たっては、他の見積合わせ参加者と見積意思、見積価格又は見積書その契約担当者等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に見積価格を定めなければならない。
- 3 見積書の作成、提出等にかかる費用は、見積合わせ参加者の負担とする。
- 4 契約の相手方を決定するに当たって、見積合わせ参加者に対して資料の提出を求める場合がある。
- 5 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 6 発注者の都合により、見積合わせを取り止めることがある。
- 7 契約保証金は、免除する。
- 8 契約の相手方として決定した者が、正当な理由がなく契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合は、指名停止等措置要領に基づく措置を行う場合がある。
- 9 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置については、次のとおりとする。
 - (1) オープンカウンター案件において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
 - (2) 第1号により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合は、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
 - (3) 第1号及び第2号の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
 - (4) オープンカウンター案件において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(見積書の無効)

第9条 見積合わせ参加資格のない者が提出した見積書、見積合わせ参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書及び次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 件名、金額、氏名及び押印（押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の氏名・連絡先）等見積書に必要とされる事項の記載のない見積書、又は誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (2) 同一の見積合わせ参加者（その代理人を含む。）からが同一の案件について提出された金額の異なる複数の見積書
- (3) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (4) 金額を訂正した見積書
- (5) 見積書の提出期限までに提出又は到達しなかった見積書
- (6) 仕様書その他見積りに関する条件に違反した見積書
- (7) 鉛筆や消せるボールペン等、容易に消すことができる筆記用具等で記載された見積書

(附則) 令和4年3月29日制定